

8 ベトナム憲法と人権

石村 修

一 二つ（二種類）の人権

調査旅行において企業視察も有意義であったが、私にとってより興味深かったのは、ハノイでの「計画投資省、共産党本部、社会科学院人文研究所」の訪問とそこでの話であった。とても個人的には訪問できない機会であり、憲法を専攻する者として大変に勉強になった。三ヶ所に共通して受けた印象では、この機関の公的地位の高さ、影響力の強さであり、自ずとそのことは答弁の随所から推量された。このことは、「ドイ・モイ（刷新）」政策の策定（1986年）とその実践を語る場合に顕著であったような気がしたし、実際に数字がそのことを裏付けていた¹¹⁾。しかし、質問が政治的現実の部分に至ると、その自信に満ちた態度が若干揺らいでいたような印象を受けた。つまり、共通して「ベトナム法治国家」の実現が説明されたが、その実現方法では明瞭さを欠いていたように私には思われた。同国の置かれたさまざまな障害を考えながらも、ベトナム法治国家の現像が私の頭を過っていた。

ドイモイは確かに旧ソ連から離れたベトナムが、独自の路線を引くための国家目標の変更を意味していたが、それは単に経済の開放だけを意味していたのではなかったはずである。ベトナムが独自のアジアにおける「社会主義国家」であることの表明、それが1992年憲法であるとするならば、この憲法が表明している国家制度上のドイモイを確認しておくことが必要であろう。1989年のソ連の解体、東欧の変革の動向の中で、ベトナムが主権国家として明確にしようとした方向は、「社会主義」の確保なのか「自由・民主体制」への方向転換なのか、あるいは第三の独自の路を進もうとしているのであろうか。ASIANへの加盟、アメリカとの大使交換への道程は、全方位外交決定（1988年）の規定路線を走っているだけではなく、中国・北朝鮮とは別個にインドシナでの連帯を意識したものであろう。中国を自覚して用いられた俗称「南国」ベトナムは、同国の現代史では継続して「独立・統一」を余儀なくされてきたが、同国は今「南国」というナショナリズムを実現する時期を迎えたのであろうか。その意味で先に指摘した法治国家となることの必要性の内容を検証することが、今必要となつてこよう。

この法治国家の概念は、1991年6月のベトナム共産党7回大会から憲法制定の過程で提起され、「法に基づく政治」の要請といった意味で提起されたが、それはさらに西歐的法治国家をモデルとして考えることでもあった¹²⁾。外交上の対等性を取得するためには、「人権」が国際社会において鍵になっており、法治国家は「人権」を法的に承認し、正当に適用するものとされている。社会科学院での私の「ベトナムの自由権、とくに、批判的自由」に関する質問にた

いして、西洋モデルとは異なる「人権」がベトナムにはあると回答された。ここで問題になるのは、社会主義の人権なのか、アジアのインドシナ半島にある「ベトナム民族の人権」だったのであろうか。帰国後、上記の疑問を解くために、身近にあった資料を基に調べてみることにした。私の問題関心は、次の小森田氏の問題提起と同様なところから出発している。「端的に言えば、現実の事態は、社会主義体制下において人権が承認される可能性（社会主義と人権との肯定的結合の可能性）を示しているのか、それとも人権を承認すれば社会主義体制そのものの自己否定を導かざるをえないこと（社会主義と人権との結合不可能性の、これまでとは別の形での確認）を示しているのか、という問いが提起されていることになる」^③。

二 ベトナム憲法史と「人権」

ベトナム（越南）は、1802年に国家統一を成し遂げたが、その後列国の植民地支配を受け、第二次大戦後は「ベトナム民主共和国とベトナム共和国」に二分され、1976年の統一に至るまでに以下の別個の憲法を有していた^④。

- | | | |
|---|--------------|--------------------|
| ① | 1945, 09, 02 | ベトナム民主共和国独立宣言 |
| ② | 1946, 11, 09 | ベトナム民主共和国憲法 |
| ③ | 1956, 10, 26 | ベトナム共和国憲法 |
| ④ | 1960, 01, 01 | ベトナム民主共和国憲法（59年憲法） |
| ⑤ | 1967, 03, 18 | ベトナム共和国憲法 |
-
- | | | |
|---|--------------|---------------|
| ⑥ | 1980, 12, 18 | ベトナム社会主義共和国憲法 |
| ⑦ | 1990, 02 | 第一次憲法草案 |
| ⑧ | 1991, 07 | 第二次憲法草案 |
| ⑨ | 1991, 12 | 第三次憲法草案 |
| ⑩ | 1992, 04, 18 | ベトナム社会主義共和国憲法 |

以下、それぞれの憲法において、「人権」がどのように表現されていたかを簡単に跡付けることにしたい（引用は、表記の番号による）。

ホー・チー・ミンを首席とするベトナム民主共和国臨時政府の名で発表された①は、「植民地人民の人権宣言であると同時に帝国主義国家に対する告発状」であった^⑤。意図的に、アメリカ独立宣言とフランス人権宣言を冒頭で引用しているのも、そのことを象徴していた。日本国もフランスもベトナム人民にとって、十分に非難されるべき対象であることを踏まえた上で、「ベトナムの自由と独立の権利」が主張されており、現行の憲法までの原点が①にあることは明瞭である。ここでは、「民族」(dan toc)を主体とする権利概念が規定されていた。

②は「フランスへの譲歩を含む憲法」⁶⁾とされ、内容的にも特色のないものであり、実際に執行されたのかも不明とされている。第二章は「市(公)民の権利と義務」とされ、一連の自由権や所有権が保障されている。アジアにおける最初の「人民民主主義憲法」は、主にフランスとの対抗を意識して、不完全燃焼に終わっている。これに比して④は、「社会主義」を規定の中に十分に取り込んでいたものであり、社会主義の建設期のものと位置付けられる。この憲法で用いられた「市民の基本的権利」は、第二章の経済・社会制度に拘束を受け、「統一」の課題を持つものであったがゆえに、試練に立たされたものであった。つまり、民族開放のための戦いのなかで、この憲法は南部の人々の生活も考慮していたことになる。これと対抗する③と⑤の憲法も、「独立・単一・不可分」を規定し、社会改革を推進しながら、国民(市民)の権利を認めた。しかし、クーデターの連続、治安維持法の強化により、この状態はもはや法治国家とは言えなかった。

統一を目前にした共産党4回大会(1975)において、統一後の全土の社会主義化を意識して、「勤労人民の集団主人権」が提唱された。この用語が⑥の中で用いられ、ここにベトナムにおける社会主義段階の開始を知ることができる。⑥は④と比べて市民の基本的権利・義務につき内容を豊富にしているものの、自由権に対し明確な制限をつけた。典型的には54条がその性格を明らかにしている。「市民の権利と義務は、勤労人民の集団主人制度を体現し、社会生活の諸要求と個人の真の自由とを調和的に結合し、一人は万人のために万人は一人のために、の原則にしたがって、国家、集団、個人間の利益の一致を保障する。」さらに、「市民の権利は、市民の義務と不可分である」との原則が示され、集団主人制度を明確にした。つまり、すべての勤労者が主人となったことを基にして、当然にあらゆる局面において、権利と義務が一体化された「社会主義的適法性」が要請されることになった。独立・統一後でも、ベトナムを囲む状況は内外ともに厳しかったのである。

⑩は先にも記したように、ドイモイ路線を憲法上で確認したものであり、新たな法概念として、「法治主義・立憲主義・人権」といった西洋近代立憲主義をモデルにして立案されてきた⁷⁾。問題は⑥で確立された国家目的との齟齬を生み出さないことであり、実際に憲法制定に際して、急進派と保守派の間に対立があったとされている。⑦はベトナム憲法のなかではじめて「人権」(nhan quyen)を認めたものとして注目される。その後、第7回共産党大会が開催され(1991年6月)、保守派の巻返しを受けて別の人権概念である「人間の権利」(quyen con nguoi)を用いるようになった⁸⁾。この用語は①に繋がるものであり、ベトナムに本来在った民族的権利とも言えるものである。「人権」を憲法に掲げることを共通事項とした上で、敢えて民族的概念に拘ったのである。さらに、⑥にあった、「勤労市民の集団主人制度」を「人民の主人制度」に変えた(⑦)後、結局削除するに至った。⑩はその50条で「人権」の全貌を明らかにしてい

る。「ベトナム社会主義共和国において、政治的、市民的、経済的、文化的、社会的な人間の権利は尊重され、それらの権利は市民の権利として憲法および法律に現される。」この条文から解るように、自然権としての「人権」は影を潜め、(ベトナム)社会主義に伝統的であった市民の権利 (quyen cong dan) と「人間の権利」の等置によって、独自性が復活することになった。

さらに、51条では従前からあった「市民の権利と義務」との不可分性が規定され、憲法に導入された人間の権利も法律の留保を認め、自由権に関してはその自由度は低く評価される要因を成している。例えば、アメリカの雑誌、Freedom Review 誌の1996年度のランキングでは、ベトナムは最低の7段階にある。人権の側面では、中国、北朝鮮、ビルマ、アフガニスタンと同列とされている。自由権の中で最も重要な「表現の自由」における、体制制約構造がマイナスに評価されていることは確かである。

三 社会主義的適法性

ベトナムは長いこと旧ソ連法とその法理論の影響下にあった。ヨーロッパの旧東ドイツと同様に法学生の留学はソ連に集中した。その関係で、②が1936年、⑥が1977年のソ連憲法の影響を受けていた。統治構造では、「共産党の指導性」が明記され、これまでは党の「統一的指導」の統治原理が採用されてきた。したがって、「人権」に関しても、社会主義国の人権を意識する意味で、「市民の基本的権利」のみが憲法に規定されてきた。それは、1936年のソ連憲法以来の社会主義憲法の伝統によるものである。つまり、「自然権」としての性格をもつ「人権」の否定であり、常に「国家と社会のために」というような「体制制約原理」が「市民の基本的権利」の保障される前提に存在していたことになる⁹⁾。フランス人権宣言が有していたブルジョアの性格への批判とその止揚を試みた、ソ連の「勤労し搾取されている人民の権利の宣言」(1918年)をモデルにしていた。社会主義諸国の憲法が、建国の理念とその実現方法を国家目的として明記し、そのかぎりでは体制に相応する「人権」を「市民の基本的権利」としたのは、国家形成の厳しさを知らしめることでもあった。

社会主義の諸国は、国家と社会関係の総体が歴史的に発展することをモデルとしているのであり、そのかぎりでは発展段階に相応した憲法をもち、さらに「ブルジョア社会」における憲法を意識的に乗り越えようとするものであった。この発展は、「人間が自然による支配を脱して、自然の支配を達成するプロセスであり、それにともなって労働の社会的編成が変化し、そのなかで、人間の精神的・肉体的能力が一面的固定性からそのより全面的な伸長へとすすむプロセス」であるとされる¹⁰⁾。したがって、人間の開放に達するに至るまでのプロセスに応じた、イデオロギーの性格をもつ「人権とそのカテゴリー」が想定されていた。先に示した「市民の基

本的権利」の用例と「権利と義務」の関係の強調は、ブルジョア的人権を最大限に意識していることの現われであった。「人間による人間のあらゆる搾取の廃止」とそのための労働の義務は、ベトナム社会主義でも顕著であり、とくに⑥における54条（前述）で明らかであった。

以上の諸要素を端的に要約しているのが「社会主義的適法性」の枠組みということになる。共産主義のモデルにいたる段階での社会主義は、国家目的の実現を意識する観点からの「適法性」を要請してきた。人権間の調整を果たす意味での「公共性」ではないが故に、ここでは「最小限度の制約」の原則の適用は無い。国家の正当性を追求した結果である国家目的は、単なる「安全の実現」とした脱イデオロギーのものから、宗教的・倫理的なものまで幅がある。社会主義の段階の国家において、「国家と市民とのあいだに一定の矛盾があるかぎり、人民主権の国家であり、しかも、市民の権利の保障のためにその積極的活動が義務づけられる国家であるとはいえ、なお国家権力をになう人間集団のあれこれの部分がその行動において『人民の一般意思』から逸脱しないように、その行動が法律という形で設定される一定のルールにしたがってなされることが要求される」ことになる⁹⁹。しかも、他国との緊張と自国の安定のために、このルールはより強く客観的な根拠をもつことになる。この点で顕著なのが⑥であり、「マルクス・レーニン主義」をベトナム社会の発展を指導するイデオロギーとし（38条）、「通信、新聞雑誌、出版、図書館、ラジオ、映画の活動は、・・全人民を社会主義競争につとめるよう動員するために、発展させられ、その政治的・思想的・芸術的水準をたえず向上させられる。」（45条）とした。例えば表現の自由に関しては、「社会主義と人民の利益」（67条）、信教の自由に関しては、「国家の法律および政策」（68条）、を侵さないという留保が課せられている。最終的に公民に期待されていることは、「社会主義的生活規則を尊重する義務」（78条）であった。ここにおいて、「国家的社会主義」のもつ負の側面が顕著となる。

⑩がベトナム憲法で初めて「人権」を「人間の権利」として認めたにしても、それはわれわれの使用する「人権」とは異にするものであることはすでに言及した。さらに、国家と市民の関係は変わらずに一体のものとしてある。「市民の権利は、市民の義務と不可分」とされ、「市民は、国家と社会にたいする自らの義務をはたす」ことが求められた（51条）。他方で、「市民の権利および義務は、憲法および法により定める」とされた。こうして依然として「人権」の法への留保が憲法に規定されているが、社会主義的適法性の文言は憲法からは無くなった。表現の自由・信仰の自由も、法に反しないかぎり保障されている（69, 70条）。⑩を制定する過程で「法治国家」が意識されたことは、社会主義的適法性が放擲され、代わりに「立憲主義」が一部では意識されだしたことによるものであった。命令による政治支配から法による統治への変更を意図する「法治国家」は、ベトナムの政治的安定を国の内外に提示し、ドイモイの推進に寄与することになると推定されたからである。公法・経済法は比較的早くに整備されていた

にもかかわらず、私法の分野が立ち後れていた「法の二元状況」を改善する作業が始まった⁸⁰。この意味では法治国家は推進されるだろうが、現状では立憲主義を内包するものでは依然として無いことを確認しておかなければならない。つまり、国会が正常に機能し、憲法の保障制度が完備されない現状では、「法律の留保」は形を変えた体制制約原理になりうる。実際に、情報媒体を国家が独占している状態では、一般市民の表現の自由の範囲が極端に狭まっていることは明らかであり、他の自由権の保障についても同様のことが指摘されよう⁸¹。

四 人権の普遍性

近代立憲主義を先に確立した西欧が、後発国に対してその優位性を誇示する場合、「人権」の保障された程度を基準にする場合が多い。いわゆる「人権外交」と言われるものもこの範疇に入る。日本国がODAの援助をする場合、一応相手国の人権と自由の保障状況を考慮するものこの一例である（政府見解1991年）。われわれは近代的人権の発展を認識した上で、今日、いかなる人権が普遍性をもつのか（基本的人権）、さらにその人権が今日においても新しいパラダイムとして機能するのかを考えなければならない。ベトナムは、近代化においては後発国であり、しかも社会主義体制を維持している国家であり、その国家が「人権」を意識しだしたのは何故なのだろうか。

「人権」という価値が、今日の憲法だけでなく政治の世界においても普遍性をもつということは、通常以下のどれかの意味においてである。第一に、人間の尊厳＝人格権に起因する価値を人権は核としている。第二に、人間の生存を内包している。第三に、世界的に人権条約の中で認知されている。最後に、人権は発展するものであるから。これらの理由の個々の論点は、人権の本質を問うことになるが故に単純ではない。第三世界の諸国が、「発展の権利」を中心に人権を構成するのに対して⁸²、西欧諸国は、宗教的観念に裏打ちされた第一の側面を強調する傾向がある。ここには、人権概念の質的限定と量的拡張を巡る対立がある⁸³。これまで分析してきたベトナムにおいて、人権の意義が語られるとすれば、最後の点においてであろう。意図的に、独自の用語として「人間の権利」を用いているのは、第一の人権との対抗であり、社会主義的な意味で、第二の側面をも含みこもうとしているからである。こうした傾向は格別ベトナムだけのことではなく、アジアの諸国の問題でもある。「人権」のグローバル化は、地域的な普遍性を実現し、EUは裁判的な救済を含めて最も人権の普遍性が確保されている。唯一アジアだけが、共通の「人権」機構をもっていないのが現状である。

マルクス主義の理論による近代人権批判に忠実であれば、第一の意味での人権理解は、「利己的人間の権利」に連動するものとして批判されよう。したがって、「社会主義的基本権」論は、近代立憲主義の「人権」論と別個のものであるという理解は誤りではない。冒頭で示した

二つの人権はそのかぎりでありうる。しかし、大方の理解からすれば、社会主義の垂流である「国家的社会主義」の崩壊が1989年以来続き、自己革新の試みがなされている⁹⁸⁾。ソ連邦崩壊前の1991年9月に「人間の権利と自由の宣言」が発せられ、93年のロシア憲法はこの内容を受け入れた。ここにはもはや社会主義的適法性の要請は無く、「生まれながら」にある「人の基本的権利と自由」が保障されている（17条）。ベトナムが同様に「人権」に敏感になったことも十分理解されよう。ベトナムが社会主義の枠に拘っているのは、依然として「国家的社会主義」の範疇から脱却できないことの証と考えられよう。市場経済という文明を満たす範囲で、「人権」が認知された状態であるに過ぎない。

ここでの結論は以下のようにまとめられるであろう。「人権」の普遍性は、「人権」の歴史性を認知した上で、「近代立憲主義」が有していた「人間の尊厳」と「人間の開放」を第一に考慮することである。そこで理性的な人間の自由な意思に基づく決定と責任がその出発点となる。こうした限定は、これに続く「人権」の量的拡大・発展を否定するものではない。限定化された人権は国家体制を越えて、言わば前提条件として存在すべきものであり、その意味での対話が地球規模で行なわれようとしている。主権という枠が「人権」破戒をなしてきたが、逆に「人権」が主権を解体する時代？へと向うかもしれない。「人権」にはそれ程の魅力が秘められているのである⁹⁹⁾。

注

- (1) 小倉貞夫「ヴェトナムの挑戦」世界1994年4月、141頁以下。
- (2) 鮎京正訓「ベトナムにおける『法治国家』概念」名古屋法学149号（1993）467頁。
- (3) 小森田秋男「社会主義と人権—歴史的経験と展望」憲法問題2（1991）95頁。
- (4) ベトナムの憲法条文は以下の資料で読むことができる。浦野・西編『アジア・アフリカ国際関係政治社会史』6巻、憲法資料アジアI（パピルス出版、1980）211頁以下、80年憲法は、鮎京・高世訳、法律時報53巻6・7号、92年憲法は、Constitution of the World, Oceana Publication（ベトナム語・英語）、Jahrbuch des Öffentlichen Rechts, Bd. 45（独語）のベトナムの箇所を参照。
- (5) 岩波文庫『人権宣言集』344頁以下、稲子恒夫の解説も参照されたい。
- (6) 鮎京正訓『ベトナム憲法史』（日本評論社、1993）、87頁。本書はわが国で唯一のベトナム憲法の専門書であり、本書を通じて、今、何故ベトナム法を研究するのが理解されよう。
- (7) 鮎京、「ベトナム法理論の転換過程における1992年憲法」五島・竹内編『社会主義ベトナムとドイモイ』（アジア経済研究所、1994）37頁以下。なお、同氏は1997年度の比較法学会で「ベトナムにおける人権概念の受容と変容」の報告をした。
- (8) この二つの用語をどのように邦訳したらよいか解らない。参考にしたのは、中野亜里「ベトナムの対外関係と人権問題」法学研究68巻11号（1995）279頁、同、「ベトナムの『全方位外交』と人権論の発展」アジア研究42巻1号（1996）、である。
- (9) 注(7)の41頁。他方で、ベトナムが独自の社会主義であり、独自の市民社会秩序があったとの指摘もあ

- る。古田元夫「ベトナムの『刷新』と『社会主義』の堅持」歴史評論527号(1994)19頁以下。
- (10) 藤田勇「社会主義社会と基本的人権」東大社研編『基本的人権1』(1968)348頁。
 - (11) 同、376頁。
 - (12) 現在、民法制定のために日本の研究者もお手伝いをしている。参照、森島昭夫「ベトナムに対するわが国の法整備支援」書齋の窓、1997、5月号18頁。
 - (13) 詳しくは、注(6)の第4章を参照されたい。
 - (14) 鮎京正訓「第三世界—近代立憲主義とラオス・ベトナム・カンボジアの憲法像」樋口編『講座憲法学、別巻』(日本評論社、1995)126頁以下、さらに、安田信之「『アジア型』人権論の試み」憲法理論研究会編『人権論の新展開』(敬文堂、1994)119頁。
 - (15) 辻村みよ子「人権の観念」樋口編『講座憲法1巻』(日本評論社、1994)、抽象の人間の普遍的人権の存在を承認する立場が主流をなしている、との指摘がある。22頁。
 - (16) 注(3)で、30年代に成立した「国家主義的社会主義」体制の問題点が明瞭にされている、98頁。さらに、小森田は、1991年の革命を丹念に分析して、「社会主義的法治国家」から「民主的法治国家」へ、と題する論文を書いた(東大社研編『現代日本社会 3巻』1992)。
 - (17) 限られた枚数のため言い足りない点が多い。さらに、ベトナムの憲法状況、例えば、立法、裁判の現況を知らないで書くことのできる能力不足を十分認識している。最新の報道によれば、10期国会議員選挙において、組織の推薦を受けない「独立」の国会議員(非共産党系)が初めて三人誕生したとある。(朝日7月29日朝刊)。全体から見ればほんの一部であるが、新しい動きが見えたと思われる。

